

入間ケーブルテレビ株式会社 「防犯カメラ」 サービス利用規約

(規約の適用)

第 1 条 当社は、当社が提供するインターネット接続サービスの付加サービスとして、この規約に定める「防犯カメラ」サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 この規約に定めのない用語および事項については、当社が別に定める「インターネット接続サービス契約約款」およびこれに付随する規約等（以下「ネット約款等」といいます。）に基づくものとします。また、この規約の規定がネット約款等の規定と矛盾または抵触する場合は、この規約が優先して適用されるものとします。

3 本サービスを利用するため、スマートフォン等に本サービス専用の機器メーカー指定のアプリケーション（以下「専用アプリ」といいます。）をインストールすることが必要です。

(規約の変更)

第 2 条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の利用条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、本サービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。

(本サービスの内容)

第 3 条 当社は、当社が設置する防犯カメラが撮影した画像を、契約者回線を通じ、第 8 条（契約申込み）の規定に従い本サービスを申込み、これを利用する者がインターネット接続サービスを介して確認できるサービスを提供します。

2 契約者は、防犯カメラを最大 9 台まで貸し出しを受けることができるものとします。

(提供条件)

第 4 条 当社は当社のインターネット接続サービスの契約者のうち、居住者に防犯カメラ設置の承諾を得た契約者に対し、本サービスを提供します。

2 契約者は、地主、家主その他利害関係者があるときは予め必要な承諾を得ておくものとします。また、これに関し後日苦情が生じたときは、契約者が責任をもって解決するものとします。

(推奨事項)

第 5 条 本サービスご利用にあたり、ネットワーク等の推奨事項は推奨事項表に定めるとおりとします。

(防犯カメラの貸与)

第 6 条 当社は、契約者が指定した設置場所内において、防犯カメラ設置工事を行います。契約者は設置工事に要する費用を負担するものとします。なお、防犯カメラは当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2 契約者は、第 10 条（契約者が行う解除）および第 11 条（当社が行う解除）に定める契約解除の場合、直ちに防犯カメラを当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める機器損害金を請求します。

3 契約者は、当社が提供した防犯カメラを取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊しないこととします。契約者は防犯カメラを故障、破壊または紛失させた場合は、前項で規定する機器損害金を適用し、当社に支払うものとします。

4 当社がこの規約に基づいて提供する防犯カメラおよび設置する設備に必要な電気は契約者が提供するものとします。

(設置場所の移転)

第 7 条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、防犯カメラ設置場所の移転を請求することができます。

2 前項に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。

(契約申込み)

第 8 条 契約の申込みをするときは、この規約に同意の上当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

2 当社は、本サービスの申込をネット約款等の規定に準じて承諾します。

(譲渡の禁止)

第 9 条 契約者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う解除)

第 10 条 契約者は、契約を解除しようとするときは、ネット約款等の規定に基づき、当社にその旨申出るものとします。

(当社が行う解除)

第 11 条 当社が、ネット約款等の規定に基づき、インターネット接続サービスを解除するときは、本サービスも同時に解除されるものとします。また、本規約またはネット約款等の規定に違反する行為を行った場合も、同様に取り扱います。

2 当社は契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスを解除します。

- (1) 契約者において利用料または各種料金の支払いを 3 カ月遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合
- (2) 規約に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合
- (3) 当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるとき

(利用の中止および停止)

第 12 条 当社はネット約款等の規定に基づき、本サービスの利用を中止および停止することがあります。

(利用の制限)

第 13 条 当社はネット約款等の規定に基づき、本サービスの利用の制限を行うことがあります。

(料金の適用)

第 14 条 当社が提供する本サービスの料金は、利用料、手数料および工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、原則として当社が提供するインターネット接続サービスの引落口座より口座振替とします。

(料金の支払義務)

第 15 条 利用料の支払義務は、サービスの提供を開始した日の属する月から、契約の解除があった日の属する月末まで(期間は月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は 1 カ月間とします。)発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

2 前項の期間において、第 12 条（利用の中止および停止）および第 13 条（利用の制限）の他、当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを利用できなかった場合であっても、本サービスの利用料の支払を要します。

(契約者の切り分け責任)

第 16 条 契約者は、本サービスが正常に稼働しなくなったときは、当該防犯カメラの故障、又は視聴場所のネットワーク環境に異常がないことを確認の上、当社に防犯カメラの修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

(付属品および映像データの管理責任)

第 17 条 防犯カメラ 1 台につき記録媒体（以下「SD カード」といいます。）が 1 枚必要で、契約者の責任において用意するものとします。

2 本サービスにより SD カードに録画された映像の所有権は本サービスの工事完了後をもって契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者の判断でこれに対処するものとします。

3 本サービスにより録画される映像は、SD カードの容量に応じて順次上書きされ、永年に蓄積されるものではないことを契約者は予め承諾するものとします。

(責任の制限)

第 18 条 本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、本サービスの 1 か月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

(免責)

第 19 条 契約者は、本サービスを自らの責任において利用するものとします。当社は、利用者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負

入間ケーブルテレビ株式会社 「防犯カメラ」 サービス利用規約

担、損害および損失について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。当社は以下のいずれに該当する支障に関しても、その責を負わないものとしします。

- (1) 当社の設備以外の設備などに関連して発生した支障
 - (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
 - (3) 天災地変その他当社の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
 - (4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障
- 2.当社は以下のいずれに該当する場合にもその責を負わないものとします。
- (1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合
 - (2) 契約者が本規約に違反することにより、当社が本サービスを停止した場合
 - (3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止した場合
- 3.当社は、契約者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
- 4.当社は、本サービスの内容および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとします。
- 5.当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとします。
- (1) 本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者のスマートフォン等での利用の可否
 - (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
 - (3) 本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること
 - (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと
 - (5) 本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
 - (6) 本サービスがエラーのないものであること
- (禁止事項)
- 第 20 条 契約者はネット約款等の規定に基づき、禁止事項を行わないこととします。

附則
この規約は、2025 年 9 月 1 日より実施します。

【料金表】

- (料金表の適用)
- 1.本サービスに関する料金については、以下の料金表に定めるところによります。
- (料金等の変更)
- 2.当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。
- (消費税相当額の加算)
- 3.料金表に定める料金について支払を要する額は、消費税を加算した額とします。なお、消費税率が変更になった場合には料金が変更になります。

第 1 表 利用料等

1 本サービスの利用料金等

(金額は全て消費税込)

区分	1 台ごと
利用料	月額 990 円

2 工事費

(金額は全て消費税込)

区分	単位	料金額
設置工事費	1 の機器ごと	別に算定する実費相当額

移設工事費	1 の機器ごと	別に算定する実費相当額
初期設定	1 の機器ごと	別に算定する実費相当額
その他の設定	1 の機器ごと	別に算定する実費相当額

第 2 表. 損害金等

1 損害金

1－1 適用

この適用については、規約第 6 条（防犯カメラの貸与）に定めるところによります。

1－2 損害金額

区 分	単 位	料金額
機器損害金	1 台ごと	別に算定する実費相当額

附則

この料金表は、2025 年 9 月 1 日に実施いたします。

【推奨事項表】

規約第 5 条（推奨事項）に定める事項は次のとおりです。

- (1) 本サービスは、無線 LAN 接続環境が必要なサービスです。無線 LAN 接続環境（無線ルーター等）はお客様ご自身で準備いただく必要があります。
- (2) 規約第 1 条（規約の適用）3 項に定めるアプリの推奨環境は以下の通りです。環境を満たさない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

	推奨環境	
OS	Android	Android5.0 以上
	iOS	iOS 11 以上

附則

この推奨事項表は、2025 年 9 月 1 日に実施いたします。